

簡易通知型包括保険に係る海外商社〔登録/格付変更(継続)/
支払限度額設定/海外支店・子会社等登録/仕向国登録〕申請書

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

包括契約コード: _____ 部門名: _____

住所
申請者
代表者氏名 _____ 印
担当部署
担当者名
連絡先

1. 簡易通知型包括保険手続細則第1条、第3条及び第4条の規定に基づき、〔別紙〕のとおり、簡易通知型包括保険(以下「簡易包括保険」という。)に係る以下の事項について申請します。

- イ 海外商社の登録
ロ 海外商社の格付変更
ハ 海外商社の支払限度額設定
ニ 海外商社の海外支店・子会社等登録
ホ 海外商社に係る仕向国登録
(該当する項目に○印を付けてください。)

2. 損失を受けるおそれのある重要な事実の告知

【この欄は、上記1. において「イ」または「ハ」を選択した場合に記載してください。】

無し ・ 有り (いずれかに○印を付け、「有り」を選択した場合は以下にその内容を記載してください。)

[内容] _____

3. 重要事項説明書確認・了解の告知 【この欄は、保険契約締結又は更改する場合に記載してください。】

「重要事項説明書」及び商品パンフレットを受領し、又はホームページ(<http://www.nexi.go.jp>)からダウンロードして、その内容を確認・了解しました。

はい ・ いいえ (いずれかに○印を付けてください。)

〔 注 意 事 項 〕

簡易包括保険においては、船積確定通知・確定前通知の前に輸出契約等の相手方(輸出契約等の相手方と当該輸出契約等に係る代金等の支払人が異なる場合には、当該代金等の支払人とする。ただし、船積前危険のてん補を選択している場合はその両方とする。以下「バイヤー」という。)が「海外商社名簿について」(平成13年4月1日01-制度-00063)第1条に規定する海外商社名簿(以下「海外商社名簿」という。)に登録(以下「名簿登録」という。)されているだけでなく、簡易包括保険の保険契約者(部門単位で簡易包括保険契約を締結している場合は包括契約コード)ごとに当該バイヤーが登録(以下「簡易包括登録」という。)されていることが必要です。「簡易包括登録」とは、バイヤーごとに、包括契約管理番号・コード・名称・住所・格付・保険金支払限度額(以下「支払限度額」という。)・子会社等の別を、保険契約者(包括契約コード)ごとに登録したものです。

したがって、保険契約者は原則として輸出契約等締結の前にこれら登録等の手続きを完了しておくことが必要です。また、「簡易包括登録」されているバイヤーを格付変更したり、格付変更により船積後支払限度額の設定(代金回収不能に係る信用危険のてん補率を50%とする場合を含む。)が必要となる場合、海外支店・子会社等登録(以下「子会社登録」という。)をする場合又は船積前危険のてん補を選択している場合であって新たな仕向国の登録が必要となる場合にも、この書類による申請が必要です。ただし、「簡易包括登録」されているバイヤーの名称又は住所の変更を行うときは、この書類によらず、「海外商社名簿及び与信枠関係手続細則」(平成13年4月1日01-制度-00065)第4条の規定に従って手続きを行って下さい。

簡易通知型包括保険に係る海外商社〔登録/格付変更(継続)/
支払限度額設定/海外支店・子会社等登録/仕向国登録〕申請書

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

包括契約コード: _____ 部門名: _____

住所
申請者
代表者氏名 _____ 印
担当部署
担当者名
連絡先

1. 簡易通知型包括保険手続細則第1条、第3条及び第4条の規定に基づき、〔別紙〕のとおり、簡易通知型包括保険(以下「簡易包括保険」という。)に係る以下の事項について申請します。

- イ 海外商社の登録
ロ 海外商社の格付変更
ハ 海外商社の支払限度額設定
ニ 海外商社の海外支店・子会社等登録
ホ 海外商社に係る仕向国登録
(該当する項目に○印を付けてください。)

2. 損失を受けるおそれのある重要な事実の告知

【この欄は、上記1. において「イ」または「ハ」を選択した場合に記載してください。】

無し ・ 有り (いずれかに○印を付け、「有り」を選択した場合は以下にその内容を記載してください。)

[内容] _____

3. 重要事項説明書確認・了解の告知 【この欄は、保険契約締結又は更改する場合に記載してください。】

「重要事項説明書」及び商品パンフレットを受領し、又はホームページ(<http://www.nexi.go.jp>)からダウンロードして、その内容を確認・了解しました。

はい ・ いいえ (いずれかに○印を付けてください。)

〔 注 意 事 項 〕

簡易包括保険においては、保険申込みの前に輸出契約等の相手方(輸出契約等の相手方と当該輸出契約等に係る代金等の支払人が異なる場合には、当該代金等の支払人とする。ただし、船積前危険のてん補を選択している場合はその両方とする。以下「バイヤー」という。)が「海外商社名簿について」(平成13年4月1日01-制度-00063)第1条に規定する海外商社名簿(以下「海外商社名簿」という。)に登録(以下「名簿登録」という。)されているだけでなく、簡易包括保険の保険契約者(部門を特定して簡易包括保険の申込みを行う場合は包括契約コード)ごとに当該バイヤーが登録(以下「簡易包括登録」という。)されていることが必要です。「簡易包括登録」とは、バイヤーごとに、証券番号・コード・名称・住所・格付・保険金支払限度額(以下「支払限度額」という。)・子会社等の別を、保険契約者(包括契約コード)ごとに登録したものです。

したがって、保険契約者は原則として輸出契約等締結の前にこれら登録等の手続きを完了しておくことが必要です。また、「簡易包括登録」されているバイヤーを格付変更したり、格付変更により船積後支払限度額の設定(代金回収不能に係る信用危険のてん補率を50%とする場合を含む。)が必要となる場合、海外支店等・子会社等登録(以下「子会社登録」という。)をする場合又は船積前危険のてん補を選択している場合であって新たな仕向国の登録が必要となる場合にも、この書類による申請が必要です。ただし、「簡易包括登録」されているバイヤーの名称又は住所の変更を行うときは、この書類によらず、「海外商社名簿及び与信枠関係手続細則」(平成13年4月1日01-制度-00065)第4条の規定に従って手続きを行って下さい。

1 この書類は、1通作成し次の時期に提出して下さい。

① 保険契約締結に際しては、原則として保険契約の締結を希望する月の1日の30日前まで。

② 保険契約の更改時に、簡易包括登録済のバイヤーについて、支払限度額を設定しようとする場合は、原則として、更改日の30日前まで。

③ 一 保険年度の途中で、バイヤーを簡易包括登録しようとする場合は、原則として、輸出契約等締結月の1日の15日前まで。ただし、バイヤーが次のいずれかに該当する場合には、原則として、輸出契約等締結月の1日の30日前まで。

イ 名簿登録されていない場合

ロ 格付の変更を要する場合

ハ 保険金支払限度額の設定(代金回収不能に係る信用危険のてん補率を50%とする場合を除く。)を要する場合(④に該当する場合を除く。)

ニ 子会社登録を要する場合

④ 一 保険年度の途中で、簡易包括登録済のバイヤーが次のいずれかに該当する場合は、原則として、輸出契約等締結月の1日の30日前まで。

イ 格付の変更が必要となった場合

ロ 子会社登録が必要となった場合

⑤ 貴社に係る簡易包括登録バイヤーの格付が貴社以外の者による格付変更申請等により、支払限度額を設定(代金回収不能に係る信用危険のてん補率を50%とする場合を含む。)する格付に変更された場合(たとえば、格付がPU格からEF格に変更された場合等)は遅滞なく。

⑥ 船積前危険のてん補を選択している場合であって、一 保険年度の途中で新たに仕向国を追加しようとする場合は、原則として、新たな仕向国に係る輸出契約等締結月の1日の15日前まで。

2 この書類により申請されたものについては、これを審査し登録・格付変更・支払限度額の設定などの処理を行った後、申請ごとに各バイヤーに係る包括契約管理番号・国及びバイヤーコード・名称・格付・支払限度額などを通知します。

3 この書類により申請をしようとするときは、当該バイヤーが既に名簿登録あるいは簡易包括登録されていないことを十分に確認してから申請を行って下さい。

1 この書類は、1通作成し次の時期に提出して下さい。

① 保険契約締結に際しては、原則として保険契約の締結を希望する月の1日の30日前まで。

② 保険契約の更改時に、簡易包括登録済のバイヤーについて、支払限度額を設定しようとする場合は、原則として、更改日の30日前まで。

③ 一 保険年度の途中で、バイヤーを簡易包括登録しようとする場合は、原則として、輸出契約等締結月の1日の15日前まで。ただし、バイヤーが次のいずれかに該当する場合には、原則として、輸出契約等締結月の1日の30日前まで。

イ 名簿登録されていない場合

ロ 格付の変更を要する場合

ハ 保険金支払限度額の設定(代金回収不能に係る信用危険のてん補率を50%とする場合を除く。)を要する場合(④に該当する場合を除く。)

ニ 海外支店等・子会社登録を要する場合

④ 一 保険年度の途中で、簡易包括登録済のバイヤーが次のいずれかに該当する場合は、原則として、輸出契約等締結月の1日の30日前まで。

イ 格付の変更が必要となった場合

ロ 子会社登録が必要となった場合

⑤ 貴社に係る簡易包括登録バイヤーの格付が貴社以外の者による格付変更申請等により、支払限度額を設定(代金回収不能に係る信用危険のてん補率を50%とする場合を含む。)する格付に変更された場合(たとえば、格付がPU格からEF格に変更された場合等)は遅滞なく。

⑥ 船積前危険のてん補を選択している場合であって、一 保険年度の途中で新たに仕向国を追加しようとする場合は、原則として、新たな仕向国に係る輸出契約等締結月の1日の15日前まで。

2 この書類により申請されたものについては、これを審査し登録・格付変更・支払限度額の設定などの処理を行った後、申請ごとに各バイヤーに係る証券番号・国及びバイヤーコード・名称・格付・支払限度額などを通知します。

3 この書類により申請をしようとするときは、当該バイヤーが既に名簿登録あるいは簡易包括登録されていないことを十分に確認してから申請を行って下さい。

〔記入要領〕

1 申請日、申請者に関する箇所はもれなく記載し、必ず押印して下さい。

2 名簿登録がなされていないバイヤーを簡易包括登録しようとする場合、既に名簿登録されているバイヤーについて簡易包括登録と同時に格付変更しようとする場合又は既に簡易包括登録がなされているバイヤーの格付変更をしようとする場合は、この書類に信用調査報告書等を添付して提出して下さい。

3 部門名の欄は、部門単位で簡易包括保険契約を締結している場合、その部門名を記載して下さい。

4 バイヤー(代金等の支払人)に係る箇所(国コード・バイヤーコード・格付・社名又は名称・住所など)は、国コード順にもれなく記載して下さい。

① 包括契約管理番号(下6桁)

簡易包括登録されたバイヤーを管理するための整理番号であり、保険契約者(部門単位で簡易包括保険契約を締結している場合は包括契約コード)ごとに通し番号を付与したものです。この欄には、この書類により行う申請に係るバイヤーに付与されている包括契約管理番号の下6桁を記入して下さい。なお、保険契約期間中にバイヤーの簡易包括登録をしようとする場合など、包括契約管理番号が未だ付与されていないときは、記載する必要はありません。

② 国コード及びバイヤーコード

バイヤーが名簿登録されているか否か確認をし、既に登録されているときは、海外商社名簿に記載されているコードを必ず記入して下さい。名簿登録が既になされているにもかかわらず、バイヤーコードが記載されていないと名簿登録がされていないバイヤーと誤って判断され、海外商社名簿に二重登録をしてしまう恐れがあります。なお、バイヤーが名簿登録されていない場合は、バイヤーコードの欄は空欄にして下さい。

③ 格付

既に名簿登録されているバイヤーについては、申請時点の格付を記入して下さい。なお、名簿登録と簡易包括登録(簡易包括登録と同時に格付変更をしようとする場合を含む。)とを同時に行おうとするときは、記載する必要はありません。

④ 輸出実績額の欄は、簡易通知型包括保険運用規程第6条第3項各号の規定に基づき、算出した付保実績額を記載して下さい。

(注)

・金額は千円未満を切り捨てて、千円単位で記載して下さい。
・輸出実績額が外貨建ての場合には、原則として「経済産業省公報」又は「通商弘報」に公示されている「輸出、輸入及び貿易関係貿易外取引関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率について」(毎月25日発行)に定められた換算率により円建てに換算して下さい。

⑤ 主な決済条件・ユーザンス期間の欄には、ILC、D/P、D/A等の決済条件の別及びユーザンスの期間を記載して下さい。

⑥ 設定希望船積後支払限度額の欄は、バイヤーがEE格、EA格、EM格、EF格、SA格に格付されている場合は、必ず記載して下さい。ただし、バイヤーがEM格、EF格に格付されている場合であって代金回収不能に係る信用危険のてん補率を50%とする場合には、「50%てん補」と記載して下さい。また、バイヤーの格付変更を行おうとする場合は、簡易通知型包括保険運用規程第6条を参照のうえ、適宜、記載して下さい。(金額は千円未満を切り捨てて、千円単位で記載のこと。)

〔記入要領〕

1 申請日、申請者に関する箇所はもれなく記載し、必ず押印して下さい。

2 名簿登録がなされていないバイヤーを簡易包括登録しようとする場合、既に名簿登録されているバイヤーについて簡易包括登録と同時に格付変更しようとする場合又は既に簡易包括登録がなされているバイヤーの格付変更をしようとする場合は、この書類に信用調査報告書等を添付して提出して下さい。

3 部門名の欄は、部門を特定して簡易包括保険契約の申込みを行う場合、その部門名を記載して下さい。

4 バイヤー(代金等の支払人)に係る箇所(国コード・バイヤーコード・格付・社名又は名称・住所など)は、国コード順にもれなく記載して下さい。

① 包括契約管理番号(下6桁)

簡易包括登録されたバイヤーを管理するための整理番号であり、保険契約者ごとに通し番号を付与したものです。この欄には、この書類により行う申請に係るバイヤーに付与されている証券番号の下6桁を記入して下さい。なお、保険契約期間中にバイヤーの簡易包括登録をしようとする場合など、証券番号が未だ付与されていないときは、記載する必要はありません。

② 国コード及びバイヤーコード

バイヤーが名簿登録されているか否か確認をし、既に登録されているときは、海外商社名簿に記載されているコードを必ず記入して下さい。名簿登録が既になされているにもかかわらず、バイヤーコードが記載されていないと名簿登録がされていないバイヤーと誤って判断され、海外商社名簿に二重登録をしてしまう恐れがあります。なお、バイヤーが名簿登録されていない場合は、バイヤーコードの欄は空欄にして下さい。

③ 格付

既に名簿登録されているバイヤーについては、申請時点の格付を記入して下さい。なお、名簿登録と簡易包括登録(簡易包括登録と同時に格付変更をしようとする場合を含む。)とを同時に行おうとするときは、記載する必要はありません。

④ 輸出実績額の欄は、簡易通知型包括保険運用規程第6条第3項各号の規定に基づき、算出した付保実績額を記載して下さい。

(注)

・金額は千円未満を切り捨てて、千円単位で記載して下さい。
・輸出実績額が外貨建ての場合には、原則として「経済産業省公報」又は「通商弘報」に公示されている「輸出、輸入及び貿易関係貿易外取引関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率について」(毎月25日発行)に定められた換算率により円建てに換算して下さい。

⑤ 主な決済条件・ユーザンス期間の欄には、ILC、D/P、D/A等の決済条件の別及びユーザンスの期間を記載して下さい。

⑥ 設定希望船積後支払限度額の欄は、バイヤーがEE格、EA格、EM格、EF格、SA格に格付されている場合は、必ず記載して下さい。ただし、バイヤーがEM格、EF格に格付されている場合であって代金回収不能に係る信用危険のてん補率を50%とする場合には、「50%てん補」と記載して下さい。また、バイヤーの格付変更を行おうとする場合は、簡易通知型包括保険運用規程第6条を参照のうえ、適宜、記載して下さい。(金額は千円未満を切り捨てて、千円単位で記載のこと。)

5 バイヤー(輸出契約等の相手方)に係る箇所は、船積前危険のてん補を選択している場合に限り、国コード順にもれなく記載してください。ただし、輸出契約等の相手方が代金等の支払人と同一の場合には、設定希望船積前支払限度額および仕向国コードのみ記載してください。

①枝番

簡易包括登録されたバイヤーを管理するための整理番号であり、代金等の支払人に対応する輸出契約等の相手方ごとに通し番号を付与したものです。この欄には、この書類により行う申請に係るバイヤーに付与されている枝番を記入してください。なお、保険年度の途中においてバイヤーの簡易包括登録をしようとする場合など、枝番が未だ付与されていないときは、記載する必要はありません。

②設定希望船積前支払限度額

バイヤーの格付に関わらず、必ず記載して下さい。また、その額は船積後保険金支払限度額の100分の50又は1,000万円のいずれか高い方が下限となります。(金額は千円未満を切り捨てて、千円単位で記載のこと。)

③仕向国コード

バイヤーごとに仕向国コードを記入して下さい。同一バイヤーに複数の仕向国が存する場合には、一つの欄に複数の仕向国コードを記入して下さい。

6 信用調査報告書等の欄は、次に該当する場合に「有」と記載して下さい。

① 名簿登録がなされていないバイヤーを、名簿区分P以外の区分において格付けして簡易包括登録するときで、「海外商社名簿について」(平成13年4月1日01-制度-00063)第8条、第9条及び第10条に掲げる書類を添付して提出する場合

② 名簿登録がなされていないバイヤーを、名簿区分Pにおいて格付けして簡易包括登録するときで、バイヤーの正しい名称・住所が確認できる書類(レターヘッドを有する当該バイヤーからの書簡の写し、ILCの写し又は輸出契約書の写しなど)を添付して提出する場合

③ 簡易包括登録済のバイヤーの格付を変更しようとする場合又は名簿登録がなされているバイヤーの格付を簡易包括登録と同時に変更しようとするときで、格付の変更理由書、信用調査報告書及び必要に応じて決済状況の記録を添付して提出する場合

(注)信用調査報告書については、原本を提出してください。

7 子会社等の別の欄には、バイヤーが、簡易通知型包括保険約款第10条第4項の規定により信用危険をてん補しないものとされる次のいずれかに該当するときは、それぞれ該当する番号を記載するとともに「海外商社名簿及び与信枠関係手続細則」(平成13年4月1日01-制度-00065)第5条第1項各号に掲げる書類を添付して提出して下さい。

- ① 被保険者の本店又は支店
- ② 特定の資本関係にある海外商社
- ③ 特定の人的関係にある海外商社
- ④ その他日本貿易保険が信用危険をてん補しないと認めた海外商社

8 この書類はA4規格とし、ワードプロセッサ等により作成して下さい。

5 バイヤー(輸出契約等の相手方)に係る箇所は、船積前危険のてん補を選択している場合に限り、国コード順にもれなく記載してください。ただし、輸出契約等の相手方が代金等の支払人と同一の場合には、設定希望船積前支払限度額および仕向国コードのみ記載してください。

①枝番

簡易包括登録されたバイヤーを管理するための整理番号であり、代金等の支払人に対応する輸出契約等の相手方ごとに通し番号を付与したものです。この欄には、この書類により行う申請に係るバイヤーに付与されている枝番を記入してください。なお、保険年度の途中においてバイヤーの簡易包括登録をしようとする場合など、枝番が未だ付与されていないときは、記載する必要はありません。

②設定希望船積前支払限度額

バイヤーの格付に関わらず、必ず記載して下さい。また、その額は船積後保険金支払限度額の100分の50又は1,000万円のいずれか高い方が下限となります。(金額は千円未満を切り捨てて、千円単位で記載のこと。)

③仕向国コード

バイヤーごとに仕向国コードを記入して下さい。同一バイヤーに複数の仕向国が存する場合には、一つの欄に複数の仕向国コードを記入して下さい。

6 信用調査報告書等の欄は、次に該当する場合に「有」と記載して下さい。

① 名簿登録がなされていないバイヤーを、名簿区分P以外の区分において格付けして簡易包括登録するときで、「海外商社名簿について」(平成13年4月1日01-制度-00063)第8条、第9条及び第10条に掲げる書類を添付して提出する場合

② 名簿登録がなされていないバイヤーを、名簿区分Pにおいて格付けして簡易包括登録するときで、バイヤーの正しい名称・住所が確認できる書類(レターヘッドを有する当該バイヤーからの書簡の写し、ILCの写し又は輸出契約書の写しなど)を添付して提出する場合

③ 簡易包括登録済のバイヤーの格付を変更しようとする場合又は名簿登録がなされているバイヤーの格付を簡易包括登録と同時に変更しようとするときで、格付の変更理由書、信用調査報告書及び必要に応じて決済状況の記録を添付して提出する場合

(注)信用調査報告書については、原本を提出してください。

7 子会社等の別の欄には、バイヤーが、簡易通知型包括保険約款第10条第4項の規定により信用危険をてん補しないものとされる次のいずれかに該当するときは、それぞれ該当する番号を記載するとともに「海外商社名簿及び与信枠関係手続細則」(平成13年4月1日01-制度-00065)第5条第1項各号に掲げる書類を添付して提出して下さい。

- ① 被保険者の本店又は支店
- ② 特定の資本関係にある海外商社
- ③ 特定の人的関係にある海外商社
- ④ その他日本貿易保険が信用危険をてん補しないと認めた海外商社

8 この書類はA4規格とし、ワードプロセッサ等により作成して下さい。